Português

外国語情報コーナー

English

INFORMAÇÕES ÚTEIS

USEFUL INFORMATION

下水道を正しく使いましょう

日本語記事は7ページにあります。

Utilize corretamente o sistema de esgoto

Recentemente tivemos casos de entupimento das tubulações de esgoto causadas por solidificação de óleo que foi despejado no sistema.
O sistema de esgoto não é feito para que nele se despeje qualquer tipo de material. É um patrimônio público que possibilita a melhoria da qualidade de vida das pessoas e do meio ambiente.
Despejar óleo nas tubulações de esgoto causa a solidificação do mesmo, o que pode acarretar além de entupimentos, mau cheiro e fazer com que água poluída transborde do sistema para as ruas.
Todos devem tomar as devidas precauções ao utilizar o sistema.
▶**Informações:** Departamento de Administração do Esgoto. Encarregado de assuntos gerais (Tel: 95-0159).

Drain Sewage Properly to Protect Our Envelopment

Recently some sewage pipes have clogged due to cooking oil drained in Chiryu.
You should not drain anything out into a drainage.
The drainage is our property to protect nature and envelopment. If you drained cooking oil, the oil would become solid to clog the pipe, which would be the main cause of an unpleasant smell and overflow of drainage.
We need your proper manner in draining sewage out into a drainage.
▶**Inquires:** the general sections for drainage department (Tel: 95-0159)

12月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	と　き	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー（☎83-1111内線204）または市民課（☎95-0152）
司法書士相談（金銭問題、相続等）（要予約）	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課（☎95-0156）
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時	消費生活センター（経済課　☎95-0195）
労働相談（要予約）	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課（☎95-0125）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	と　き	ところ	問合せ
税務相談	12月20日㈬ 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係（☎95-0144）
DV相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里八ツ田　相談コーナー○○

※法律相談は毎月1日（休日を除く）の午前8時30分から予約してください

▷予約・問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（要予約）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談（要予約）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
カウンセリング（予約制）	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

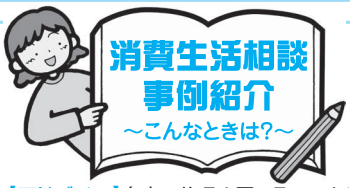

このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介しています。

【相談事例】「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。

【アドバイス】自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。訪問購入はクーリング・オフが出来ます（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】毎週月・水・木・金曜日:午後1時～4時（受付は午後3時30分まで）　▶☎95-0195
【西三河消費生活相談室】月～金曜日:午前9時～午後4時30分　▶消費生活相談専用ダイヤル　☎0564(27)0999
【愛知県消費生活総合センター】月～金曜日:午前9時～午後4時30分、土・日曜日:午前9時～午後4時　▶☎052(962)0999